

山口県報

令和2年
3月27日
(金曜日)

令和2年3月27日

山口県監査委員

二木正典子治

木村幸子治

二木正典子治

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

令和2年3月27日

山口県監査委員

二木健治

木村正典子治

二木健治

監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第四項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

令和2年3月27日

山口県監査委員

二木健治
木村正典子治
石丸典子治
小田幸子治

監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第二項の規定による監査について、同条第九項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査について、同条第五項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、これを公表します。

令和2年3月27日

山口県監査委員

二木健治
木村正典子治
石丸典子治
小田幸子治

監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査について、同条第五項の規定により、別冊のとおり監査の結果に関する報告の提出があつたので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、これを公表します。

令和2年3月27日

山口県監査委員

二木健治
木村正典子治
石丸典子治
小田幸子治

令和
二年三月二十七日発行

発行
人所

山口県知事
山口